

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第11条第8項
処 分 の 概 要	取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項～第4項、第8項（許可の取消し及び仮領置）、同第27条第1項（提出命令）
処 分 基 準	当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	